

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属共生のための国際哲学研究
センター規則

平成24年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、共生のための国際哲学研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、グローバル時代に対応する哲学・思想の国際的ネットワークを形成し、研究を推進する。また、その成果を広く国内外に公表するとともに、新たな人材の育成及び幅広い学際的・社会的・国際的連携活動の推進に資することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、大学院総合文化研究科の教授のうちから、研究科教授会の承認を得て、研究科長が任命する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が欠けたときの後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センター長は、副センター長を指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長がセンター長代行をつとめる。

(運営委員会)

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(研究部門)

第6条 センターに、研究部門を置く。

- 2 前項に掲げる研究部門の他に、寄付研究部門等を置くことができる。
- 3 研究部門に関する事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、研究科教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

附 則

この規則は、平成30年3月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。